

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国の訓練手当支給要領の一部が改正され、公共職業安定所長の指示により認定職業訓練を受ける者に訓練手当を支給することとされたことに伴い、当該訓練手当の支給の手続を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 訓練手当の支給対象者に公共職業安定所長の指示により認定職業訓練を受けている者を加える。
- (2) 認定職業訓練を受けている者の訓練手当の支給に係る申請及び届出の手続及び書類の様式を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年10月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

会計事務の効率化を図るため、隔地払の支出命令を口座振替払の支出命令に変更するときの手続を改める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 支払方法について、債権者の申出によって隔地払を口座振替払に変更するときは、支払取消通知書によらず支払訂正（変更）通知書により変更できることとする。
- (2) 出納機関に鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を加え、出納員を事務長とする。
- (3) 福祉保健課の出納員に委任させる事務に、災害時に寄せられる寄附金の収納に関する事務を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成24年10月1日とする。